

特設行政相談会を開催します

10月7日(月)～13日(日)は、総務省の定めた「行政相談週間」です。市では、これに伴い次のとおり特設会場を設置し、同省関東管区行政評価局職員と共に相談を受け付けます。

- ▶日時 10月21日(月)午前10時～午後3時
- ▶場所 商工センター 401 研修室
- ▶内容 年金や医療保険、生活保護、雇用、道路(国道)など、主に国の行政の仕事について「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」といった苦情や意見、要望を受け付けます。
- ▶行政相談委員 西山カツ枝さん、黒田和男さん、河野恭男さん

定例行政相談

主に国の行政機関に関する苦情や意見、要望を聴き、その解決や実現を図っています。

- ▶日時 毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分
- ▶場所 産業文化会館第1会議室

行政苦情110番

総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
【電話】0570-090110
【FAX】048-600-2336

- ▶問い合わせ 地域づくり支援課暮らし安心担当(内線252)

各種相談 (10月15日～11月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	10月29日(火) ※予約は10月1日(火)から	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		11月14日(木) ※予約は10月15日(火)から	午後1時40分～4時20分	
行政機関に対する 意見・要望	商工センター 401研修室	10月21日(月)	午前10時～午後3時	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	11月13日(火)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会 埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	地域交流センター	11月13日(火)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会 行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の 納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課 (内線236・237)
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	10月15日(火)、11月5日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値
・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
9月15日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.07マイクロシーベルト(晴れ)

納期のお知らせ(10月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
市県民税・・・3期
国民健康保険税・・・4期
後期高齢者医療保険料・・・4期
介護保険料・・・4期

納期限 10月31日(木)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時収納課で実施しています。

- ▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)
10月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
 - ②国民健康保険税
 - ③後期高齢者医療保険料
 - ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)
②保険年金課国保担当(内線271)
③保険年金課医療担当(内線227)
④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

市税の納め忘れはありませんか

市では、「納税コールセンター」を設置して、電話で市税などの納付確認と納付の呼び掛けを行っています。納付が遅れると、督促状などを発送するために、多くの経費(税金)が掛かります。

市税の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶注意 納税コールセンターでは、金融機関名や口座番号を聞いたり、口座を指定して振り込みを依頼したりすることはありません。不審な点がありましたら電話を切り、収納課へ問い合わせください。

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合がありますので、ご注意ください。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。また、通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時※祝日を除く
- ▶場所 収納課
- ▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)



▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

さしあげます

▷洗濯機 ▷ベッド ▷和テーブル ▷こたつ(テーブル式) ▷電気ウオーマー ▷植木鉢 ▷プランター ▷すべり台 ▷テーブルといす

ゆずってください

▷大人用自転車 ▷着付け用練習ボディ ▷洋縫用練習ボディ ▷ベンチプレス ▷いす ▷空気清浄機 ▷炊飯器(5合～1升) ▷布団乾燥機 ▷餅つき機(3升) ▷テレビ

10月1日は浄化槽の日 年1回浄化槽の水質検査を受けましょう

浄化槽は、微生物の働きにより、トイレなどから出た汚水をきれいにし水路や河川へ放流するための設備で、通常、庭先や駐車場の下に埋められています。地面に2、3個並んだマンホールのふたや空気を送る機器(プロア)がある家庭では、この浄化槽を使用しています。

浄化槽を使用している方は「保守点検(年3、4回機器の点検・調整や消毒薬の補充)」、「清掃(年1回浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜き)」の他に、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。定期水質検査は、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分に浄化機能を発揮しているかを検査する健康診断のようなものです。検査結果は、使用している方と行政機関に通知されます。また、必要に応じて行政機関から保守点検業者にも通知され、普段の維持管理に生かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、知事指定検査機関の(一社)埼玉県浄化槽協会または契約している保守点検業者・清掃業者に連絡し、定期水質検査を必ず受けるようにしましょう。

▶定期水質検査の手数料(非課税)

【10人槽以下(家庭用浄化槽)】5,000円
※11人槽以上は同会まで問い合わせください。

▶申し込み・問い合わせ

同協会法定検査部
☎501-5707



不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。
なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。